

94.1%<sup>※1</sup>の受講者が **満足**<sup>※2</sup>と回答した

人気セミナー

のエッセンスを書籍化 **第2弾!**

※1 当社セミナー実施後のアンケート集計結果による

※2 満足・まあ満足と回答頂いた方のパーセンテージです。

講演には無かった内容を  
加え、パワーアップして

# 罰則から見る 環境法・条例

環境担当者がリスクを  
把握するための視点

安達宏之 著

A5判・144頁 定価2,640円(本体:2,400円+税10%)

罰則から見る  
環境法・条例

安達宏之 著

環境担当者がリスクを  
把握するための視点

「罰則」を切り口とした  
法令の読み方を知ること、  
企業が気をつけるべきポイントがわかる。  
環境担当者の不安をなくすための1冊!

第一法規

.....  
環境担当者が気になる「罰則」を切り口にした環境法・条例の見方について、セミナーを聞いているようなわかりやすい解説と図表で理解できる。  
.....  
主要な環境法令・条例それぞれに異なる罰則の特徴、主な違反行動や罰則の具体的内容について解説し、企業が気をつけたい重要なポイントが押さえられる1冊。  
.....



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 第1部 環境法・条例と罰則

- 1 環境法違反の衝撃～罰則は適用されることがある！
- 2 そもそも罰則とは～「罰則」の基本のキ
- 3 国の法律に違反するとどうなるか～強制力を担保するため罰則などがある
- 4 自治体の条例に違反するとどうなるか～限定的ながら罰則などがある
- 5 罰則にはどのようなものがあるか～法律の後半部分を読む
- 6 罰則の構成～配列、両罰規定、過失など
- 7 義務と努力義務～両者の区分を明確に意識する
- 8 罰則の「良」①～直罰だけでなく、間接罰にも気をつける
- 9 罰則の「良」②～罰則だけを意識せず、行政指導を受けぬよう対応する

## 第2部 主な環境法の罰則 —環境担当者が気をつけるべきポイント—

### 気候変動

- 1 省エネ法の罰則
- 2 温暖化対策推進法と条例の罰則
- 3 フロン排出抑制法の罰則

### 公害

- 4 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・  
土壌汚染対策法の罰則
- 5 騒音規制法・振動規制法・  
悪臭防止法の罰則
- 6 生活環境保全条例（公害関連）の罰

### 廃棄物

- 7 廃棄物処理法の罰則
- 8 廃棄物対策条例の罰則

### 循環型社会

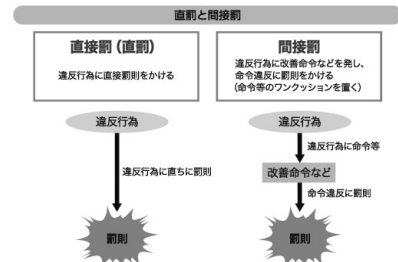
- 9 プラスチック資源循環法の罰則
- 10 各種リサイクル法の罰則

### 化学物質・生物多様性

- 11 化審法の罰則
- 12 化管法の罰則
- 13 工場立地法の罰則

## 8 罰則の「良」①

直罰だけでなく、間接罰にも気をつける

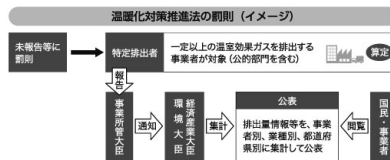


### 抜けている罰則規定？

ある金属加工業の工場にて、罰則の資料を作成しているというので見せてもらいました。  
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法など、工場に適用される各法の規制と罰則が記述されています。  
例えば、水質汚濁防止法では、「排水基準値を超えた汚水を排出した場合→6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失の場合は、3カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）」などと書かれてありました。一見したところ、とてもわかりやすい表であり、社内教育のツールとして優れていると感じました。  
ところが、この表をよく見てみると、重要な義務規定がいくつも抜けていることに気づきました。

### 気候変動

## 2 温暖化対策推進法と条例の罰則



### 温暖化対策推進法の規制と罰則

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法/温対法）」は、温暖化対策に関する国の目標や計画、基本的な施策等を定めた法律です。一般の事業者の義務規定はほとんどなく、唯一、温室効果ガス算定排出量の報告を定めた第26条が関連しています。  
第26条では、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として法令で定めるものを「特定排出者」と位置付けています。具体的には、①エネルギー起源CO<sub>2</sub>では、省エネ法の特定事業者等、特定荷主、特定貨物輸送事業者等、②上記以外の温室効果ガスでは、温室効果ガスの種類ごとにすべての事業所の排出量合計がCO<sub>2</sub>換算で3,000t/年以上で、常時使用する従業員2人以上の事業者が該当します。  
こうした特定排出者に対して、毎年度、温室効果ガス算定排出量の報告を義務付けています。報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の過料の罰則があります。

### 温暖化対策推進条例の規制と罰則

都道府県を中心に、自治体が温暖化対策条例を定めていることが少なくありません。「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」では、事業者への義務規定として、次の条項があります。

#### 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」における事業者への主な義務規定

①「特定家庭用電気機器等販売事業者」は、特定家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率について説明しなければならない。	第18条
②特定家庭用電気機器等販売事業者は、店舗の見やすい場所に、エネルギー消費効率に関する情報を適切に表示しなければならない。	第25条
温室効果ガスの排出削減計画を作成し、排出量削減計画に基づき削減の実施状況を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。	第26条
特定事業者は、温室効果ガスの排出状況、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の実施状況その他必要な情報を、自主的かつ積極的に公表するものとする。	第28条
規制で定める規模以上の建築物の新築・改築・増築をしようとする者は、規制で定めることにより、建築物環境配慮計画を作成し、知事に提出しなければならない。	第32条
事業活動に伴い相当程度多い自動車を管理する者として規制で定めるものは、環境に配慮した自動車の運転等を推進する者を選任し、知事に届け出なければならない。	第38条
①自動車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し、新車に係る自動車環境情報について説明しなければならない。	第39条
②自動車販売事業者は、その販売する新車に係る自動車環境情報について、当該新車を購入しようとする者の見やすい箇所に見やすい方法で、表示しなければならない。	

本条例では、こうした義務の遵守を担保するための規定を定めています。まず、知事は、県民及び事業者等に対し、この条例に基づく気候変動対策が適切に実施されるよう必要な指導及び助産をすることができ、また、上記に掲げた各種の届出規定の履行に必要な規模において、これらの

詳細・試し読み・お申込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規

検索

CLICK!



## 申込書（第一法規刊）

### 罰則から見る環境法・条例—環境担当者がリスクを把握するための視点—

●定価2,640円(本体2,400円+税10%) [コード079376]

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	--

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所

機関名

フリガナ

ご氏名

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_

部署名

公用

私用

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL:0120-203-696 FAX:0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印